

溶接ヒュームの作業に新しい規制が加わりました

溶接ヒューム（金属アーク溶接等）作業について、健康障害防止措置が義務付けられます。
関係法令の改正により、新たに特定化学物質としての規制が加わります。（令和3年4月1日施行）

- 「金属アーク溶接等作業」とは
- ❖ 金属をアーク溶接する作業
 - ❖ アークを用いて金属を溶断しまたはガウジングする作業
 - ❖ その他の溶接ヒュームを製造しまたは取り扱う作業

以下は、主要項目の抜粋です

● 特殊健康診断の実施 令和3年4月1日から

屋外作業、屋内作業を問わず、溶接ヒューム、塩基性酸化マンガンを製造し又は取り扱う作業に従事する労働者に対して、雇入れまたは配置換えの際、その後**6か月以内ごとに1回、定期に医師による健康診断を実施**すること等が必要となります。

金属アーク溶接等作業は、従来のじん肺健康診断に加えての実施となります。

● 特定化学物質作業主任者の選任 令和4年4月1日から

屋外作業、屋内作業を問わず、溶接ヒューム、塩基性酸化マンガンを製造し又は取り扱う作業には、**特定化学物質作業主任者の選任**が必要となります。令和4年3月31日までに資格を取得し、作業主任者を選任する必要があります。

● 溶接ヒュームへのばく露防止

- ・ **全体換気装置**による換気がこれと同等以上のプッシュプル型換気装置、局所排気装置の設置が必要です。 **令和3年4月1日から**
- ・ 現在、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、**溶接ヒュームの濃度測定**を行う必要があります。（経過措置：令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施）
- ・ 全ての作業場で**呼吸用保護具を使用**しなければなりませんし、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場では、空気中の溶接ヒュームの濃度に応じた**呼吸用保護具を使用**させることが必要です。 **令和4年4月1日から**

※ 詳細は、厚生労働省 リーフレットでご確認ください

「金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」

（屋内作業） <https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654441.pdf>

（屋外作業） <https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654446.pdf>

「塩基性酸化マンガンについて健康障害防止措置が義務付けられます」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654447.pdf>